

システム開発パートナーマッチングサービス利用規約（依頼者企業用）

株式会社ナレッジピース（以下「当社」といいます）が提供する「システム開発パートナーマッチングサービス(以下本サービスといいます)」の利用規約（以下「本規約」といいます）を以下のとおり定めます。

第1条（定義）

本規約においては、記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（１）「本サービス依頼者」とは、本サービスを利用し、システム開発、技術者支援および要員派遣などの依頼を行う法人をいいます。なお、本サービス依頼者として本サービスを利用できる主体は法人に限定するものとし、一般消費者は利用できないものとしします。

（２）「提供者」とは、本サービスを利用し、本サービス依頼者の依頼内容を検討できる開発パートナーとなる法人をいいます。

（３）「追加規約」とは、当社が規定する個別規定、追加規定、又は各種利用条件、ルール等の総称をいいます。

（４）「会員」とは、本サービスを利用する本サービス依頼者と提供者をいいます。

第2条（本規約の範囲および変更等）

1. 本規約は、本サービス依頼者と当社が紹介する提供者ならびに運営を行う当社が円滑にビジネスを行えることを目的に制定されたものであり、本サービス依頼者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約の内容を承諾したものとみなされるものとし、本規約を誠実に遵守するものとしします。

2. 当社が必要に応じて掲示又は通知する追加規約は、本規約の一部を構成します。本規約と追加規約が異なる場合には、追加規約が本規約に優先して適用されるものとしします。

3. 当社は、当社が必要と判断したときには、本規約及び追加規約を変更できるものとしします。この場合、当社は、合理的な事前告知期間を設けるものとしします。

4. 当社は、本規約及び追加規約の変更があったときは、その変更の内容を本サービス依頼者及び提供者の窓口担当者へ電子メールにより通知します。本サービス依頼

者は、通知後本サービスの利用では、変更後の本規約及び追加規約の全ての記載内容を承諾したものとみなされます。本サービス依頼者は、変更後の本規約及び追加規約の適用について万が一異議ある場合は、本サービスを利用しない、あるいは会員登録の退会を通知することとします。

第3条（本サービス依頼者の情報登録・変更・解除）

1. 本サービス依頼者は事前に「システム開発パートナーマッチングサービス申込書」（以下「サービス利用申込書」といいます）にて申請を行い、当社の承認通知をもって本サービスの利用が可能となります。
2. 本サービス依頼者は当社への申請情報の届出内容に変更があった場合には、速やかに当社に情報登録の変更の届出をするものとします。本サービス依頼者が当社に対し行った登録情報に誤りがあった場合、登録情報に変更が生じたにも関わらず本サービス依頼者が変更の届出を怠った場合、その他当社の責めに帰さない事由で登録情報が真実と合致せず、当社から本サービス依頼者への通知が到達しない場合には、通常であれば到達すべき時に当社からの通知が本サービス依頼者に到達したものとみなします。
3. 本サービス依頼者は本契約終了を希望する場合には、当社に登録解除の届出をするものとします。但し、本サービスにより紹介した開発パートナーとの契約期間中の場合は登録解除をすることができないものとします。
4. 前2項の届出がなかったことで、本サービス依頼者が損害を被ったとしても、当社は責任を免れるものとします。
5. 会員は、会員の身分を第三者に譲渡または貸与することはできません。

第4条（個人情報・登録情報等の取扱）

1. 当社は、本サービスの利用に関連して当社が取得した本サービス依頼者の個人情報を法令に基づき管理し、利用します。

2. 当社は本サービスに伴うマッチング、その他、提供者の情報伝達のために提供者へ本サービス依頼者の窓口担当者の個人情報（氏名、e-mail アドレス）及び登録情報を提供することができるものとし、本サービス依頼者は当社から提供者へのかかる個人情報及び登録情報の提供者への提供について予め同意します。

3. 当社は、提供者に対して提供する本サービス依頼者の個人情報及び登録情報に関しては、本サービス依頼者が情報登録した内容によるものとし、当社は、その真実性、信頼性、正確性等について、何らの保証をするものではありません。

第5条（サービスの提供）

1. 当社の提供する本サービスとは、本サービス依頼者と当社が紹介とする提供者とのマッチングを目的としており、マッチング後の本サービス依頼者と提供者との契約成立、その他事後の本サービス依頼者と提供者とのビジネスの成否等を保証するものではありません。

2. 当社は、本サービスの提供の中断、停止、休止、終了を当社の判断により決定することができるものとし、当社が適当と判断する方法で本サービス依頼者に事前（緊急やむを得ない場合は事後）通知を、本サービスの提供の終了については、1か月前予告を行うものとしします。

3. 本サービスの開始、中断、終了、により、本サービス依頼者が損害を被っても、当社は責任を免れるものとしします。但し、当社の故意または重過失により生じた損害についてはこの限りではないものとしま

第6条（禁止事項）

1. 本サービス依頼者は、以下の行為を行ってはならないものとしします。万一、禁止事項に違反したと判断されるまたはそのおそれのある場合には、当社は本サービス依頼者による本サービスの利用を停止し、本サービス依頼者の情報の全部または一部を削除する等の措置をとることがあります。

（1）第三者になりすまし、または法定代理権を装う等、虚偽の情報で会員登録を申請する行為

（2）第三者もしくは当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為

(3) 第三者もしくは当社のプライバシー、肖像権を侵害する行為、または侵害のおそれのある行為

(4) 第三者もしくは当社を差別し、誹謗中傷し、営業を妨害し、人格、名誉、信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為

(5) 第三者もしくは当社に迷惑、損害を与え、または与えるおそれがあると当社が判断する行為

(6) 本サービスの運営を妨げ、その他本サービスに支障をきたすおそれのある行為

(7) 公序良俗に反する行為、法令に違反する行為、本規約その他の当社の利用規約等に違反する行為、またはそれらのおそれのある行為

(8) その他、当社が当社の運営において不適切と判断する行為

2. 本サービス依頼者が前項の定めに反し当社が必要な措置を行った場合において、本サービス依頼者が受ける損害について、当社は責任を免れるものとします。

第7条 (機密保持義務)

1. 本サービス依頼者、提供者および当社は、相手方から秘密である旨を明示のうえ受領しまたは開示を受けた情報（以下「機密情報」といいます）を、本サービスの利用・提供以外の目的に使用し、または第三者に開示してはならないものとします（以下、機密情報の開示者を「開示当事者」、機密情報の受領者を「受領当事者」といいます）。但し、管轄官公庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではありません。

2. 前項に拘わらず、以下各号に該当するもの（但し個人情報を除きます）は、機密情報にあたりません。

(1) 受領時に既に公知であったもの

(2) 開示後、受領当事者の責に帰さない事由により公知となったもの

(3) 開示の際、受領当事者が既に保有していたもの

(4) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

(5) 機密情報を使用することなく受領当事者が独自に開発したもの

3. 受領当事者は、開示当事者の事前の書面（電子メールを含みます）承諾を得て第三者に機密情報を開示することができるものとします。但しその場合、受領当事者は本条において自己が負うのと同等の機密保持義務を当該第三者に課すとともに、当該第三者における当該義務違反につき、開示当事者に対して一切の責任を負うものとします。

4. 本契約終了時、開示当事者の要請がある場合には、受領当事者は機密情報を開示当事者に返却または破棄するものとします。

5. 本条は、本契約終了後3年間（但し、機密情報が個人情報の場合は本契約終了後も）有効とします。

第8条（会員の抹消）

会員が、第7条第1項各号の一にでも該当した場合には、当社は本契約を解除し、会員登録を抹消することができるものとします。また、本サービス依頼者が過去に第7条第1項各号の一に該当した場合も同様とし、当社は本サービスの提供を拒否し、または会員登録の取り消しもしくは承認しないことができるものとします。

第9条（その他免責事項）

1. 本サービス依頼者は、本サービスで紹介した提供者との契約締結等あらゆる取引について、自己責任および自己判断にて行うものとし、当社はマッチング後の当事者間の取引等には関与しないものとします。当該取引等に起因して生じたあらゆる紛争については、当事者間において解決するものとし、当社は一切の責任や損害賠償義務等を負うものではないものとします。

2. 当社は、本サービス依頼者が本サービスを利用したことにより起因した他者の損害または本サービス利用者の損害に対し、いかなる責任や損害賠償義務等を負うものではないものとします。

3. 当社は、本サービス利用者に対し、必ずしも本サービス利用者の希望に沿う情報提供ができることを約束するものではありません。

4. 当社は、本サービスの利用に際し、本サービス依頼者に対して提供されるマッチング相手である提供者の情報に関しては、提供者が情報登録した内容によるものとし、当社は、その真実性、信頼性、正確性等について、何らの保証をするものではありません。

第10条（その他）

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。
2. 本サービス依頼者と当社の間で訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および本サービス依頼者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己、所属会社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社および本サービス依頼者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれがある行為

(4)その他前各号に準ずる行為

3. 当社または本サービス依頼者のいずれかが前各条に違反する合理的な疑いがある場合、または前各条に違反した場合（以下、疑いがあった当事者または違反した当事者を「違反当事者」といい、他方当事者を「非違反当事者」といいます）、非違反当事者は違反当事者に対して何らの是正を求める催告等を行うことなく、書面その他合理的と認められる方法による通知のみで、違反当事者に対する何ら賠償責任を負うことなく、両社間の契約の全部または一部の履行停止および解除をすることができるものとします。また、かかる疑いの内容および根拠に関し違反当事者に対して何ら説明義務および開示義務は生じないものとします。

4. 前条に基づく解除に伴い、非違反当事者が損害を被った場合、非違反当事者は自らが被った損害の賠償を違反当事者に対して求めることができるものとします。

以上